金融税制・番号制度研究会

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の活用と日本版 IRA

2016 年 11 月

まえがき

金融所得一体課税と社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に関する我々の研究と提言は、今回で10年目(10回目)となる。2007年以降ほぼ毎月1回のペースで例会を開催し、金融所得一体課税の分野とマイナンバー制度を中心にさまざまな提言を行ってきた。マイナンバー制度は本年1月より利用が開始され、来年7月からはマイナポータルの本格運用も予定されている。それぞれ大きな進展が見られるが、本報告書が少なからぬ貢献をしたのではないかと自負している。

今回の報告書では、2009年から引き続き「日本版IRA」の実現を提言する。日本版IRAについては、自助努力の老後資産形成を支援する税制・私的年金制度として、種々のメディアや有識者に取り上げられ始めている。背景には、公的年金制度や企業年金基金の行き詰まりがあり、さらには1,700兆円の個人金融資産を有効に活用しようという経済戦略がある。

本年5月に確定拠出年金改正法が成立し、来年1月から個人型確定拠出年金制度(個人型DC)が拡充されるが、その税制（EEE型）には、本報告書で述べるような課題がある。そのような中、老後の資産形成にむけての自助努力を税制で支援する日本版IRA(TEE型)を、複雑な年金制度の3階部分の整理・統合の受け皿として設計・導入していけば、個人型DCやNISAをつなぐ制度となり、社会保障の効率化にも大きな役割を果たすものと思われる。

金融所得一体課税については、配当および公社債利子の一体化が実現し、残るは預金利子所得だけとなった。今後は、2009 年来、当研究会の報告書で具体案を提示してきた、複数の金融機関にまたがる所得について、特定口座間の損益通算を確実かつ効率的に行える仕組みについての議論が進んでいくであろう。

またこれまで、e-Tax の簡素化と「日本型記入済み申告制度」の導入を訴えてきたが、これらについても、実現の方向で検討が進んでおり、今後の税務申告の在り方として重要な提言であると自負している。

本報告書の議論には、これまでと同様、学界、法曹界、シンクタンク、経済界の方々だけでなく、証券・銀行両業界の方々、システムの専門家が参加しており、報告書内容は、実務を踏まえたものとなっているので、ぜひご一読いただきたい。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた、株式会社NTTデータ経営研究所の小笠原泰さん、稲葉由貴子さん、伊藤香葉子さんには、本研究会の事務局としていろいろとりまとめを行っていただいた。厚く御礼申し上げたい。

2016年11月

金融税制・番号制度研究会 座長 中央大学法科大学院教授
森信茂樹

金融税制・番号制度研究会について

当研究会は、森信茂樹中央大学法科大学院教授を座長として、金融所得一体課税、日本版 IRA、社会保障・税番号制度の実現に向けた提言を行うことを目的とした研究会で 2006 年 9 月に設立された。

参加委員は、銀行・証券などの金融機関、法曹、税法学者、経済団体、シンクタンク、情報システム専門家などの有識者で構成され、行政のオブザーバーも参加している。税理論の観点だけでなく、制度を導入・運用するための実務的な検討を行う点が特徴である。

2006 年 9 月より金融税制一体課税の実現に向けた検討を行うことを目的に、「金融税制研究会」として活動を開始し、2010 年 1 月より、名称を「金融税制・番号制度研究会」に改称し、現在に至っている。

研究会の活動について

2006 年の活動開始以来、2016 年 11 月現在に至るまで、計 73 回の会合を開催し下記の通り、毎年報告書を公表してきた。

- 「金融所得一体課税—その位置づけと導入にあたっての課題」（2007 年 10 月）
- 「金融所得一体課税～個人金融資産 1,500 兆円の活用に向けて～」（2008 年 10 月）
- 「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案」（2009 年 10 月）
- 「社会保障・税の共通番号制度の導入と民間利用のあり方」（2010 年 11 月）
- 「社会保障・税番号の導入と今後の課題」（2011 年 11 月）
- 「金融所得一体課税とマイナンバー制度の推進」（2012 年 11 月）
- 「社会保障・税番号制度の活用と官民連携のあり方」（2013 年 11 月）
- 「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用に向けた取組み」（2014 年 11 月）
- 「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の民間活用の拡充に向けて」（2015 年 11 月）

これらの報告書については、ジャパン・タックス・インスティチュートホームページ（http://www.japantax.jp）や、金融庁ホームページ（http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/siryou/20100611.html）で閲覧が可能である。また、2010 年 8 月に、『金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案』（社団法人金融財政事情研究会）を出版した。

なお、研究会が取りまとめた本報告書は、研究会としてのものであり、金融税制・番号制度研究会のメンバーが所属する企業・団体としての意見を表明したものではない。

本報告書の要約（提言部分）

1　金融所得確認システムの導入

各金融機関から送付される特定口座年間取引報告書をマイナポータルで電子的に受け取り、e-Tax システムに取り込んで自動的に損益通算した後、還付請求、損失繰越を簡便に行うしくみの導入を提言する。これにより、複数の金融機関に特定口座を持つ者に対しても、税務当局への申告不要に近いレベルの利便性を確保することが可能となるため、早急な実現を期待したい。

2　日本型記入済み申告制度の導入

確定申告に必要な給与所得の源泉徴収票、医療費通知書、生命保険料控除証明書等を、マイナポータルで電子的に受け取り、e-Tax システムに取り込んで申告書へ自動転記するしくみの導入を提言する。保険外診療等、対象外の情報については e-Tax システム上で入力が必要となるが、納税者の利便性は向上する。金融所得確認システムと合わせた実現が望まれる（図 1）。

3　預貯金口座付番の促進

適正・公平な税務執行や社会保障分野における効率化や公平性確保の観点から、より多くの預貯金口座に付番されることが望ましいが、顧客側に告知義務が課されない状況では、付番される口座が一部に限定される可能性が高い。付番の必要性に対する国民理解の醸成を促すとともに、義務化やインセンティブ等も含めた見直し措置の速やかな検討を促したい。

4　日本版 IRA の実現

少子高齢化の進展に伴い、老後の収入確保が、今後の重要な課題となる中で、退職後の資産形成に向けた自助努力を支援する制度の必要性が高まっている。NISA（少額投資非課税制度）、および個人型確定拠出年金（DC）制度の整備が進みつつあるが、両者とも現役世代による活用が重視され、NISA は恒久性に課題が、個人型 DC は税制優遇措置が大きく今後の発展に疑問がある。そこで、これらを補完するしくみとして、拠出時課税、運用時、給付時非課税（TEE 型）の日本版 IRA を提言する。商品性についてはさらなる議論、改良が必要であるが、現行複数に分散している年金制度の 3 階部分を将来的に整理・統合する受け皿としての機能、および老後の資産管理・運用の役割も担うことが想定される（図 2）。

図１　日本型記入済み申告制度と金融所得確認システム

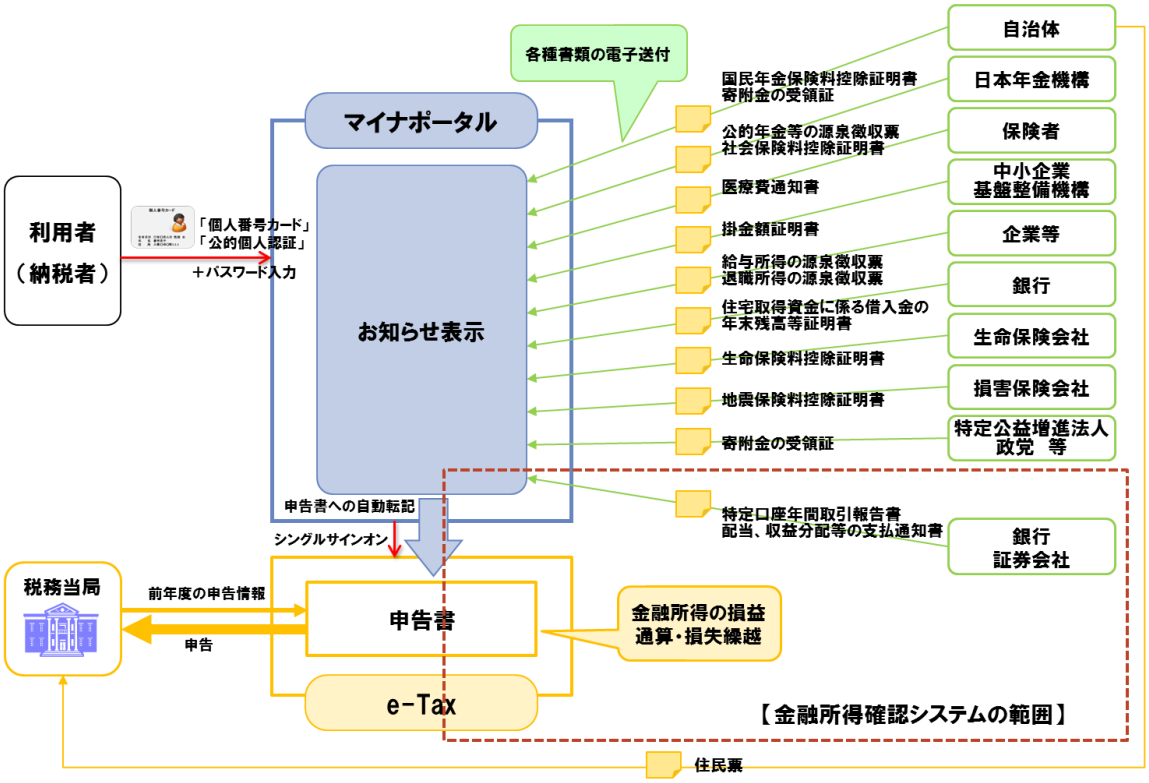

＊ 電子送付される書類および送付先は、見込みを含む

（出典：金融税制・番号制度研究会作成）

図２　日本版 IRA のイメージ

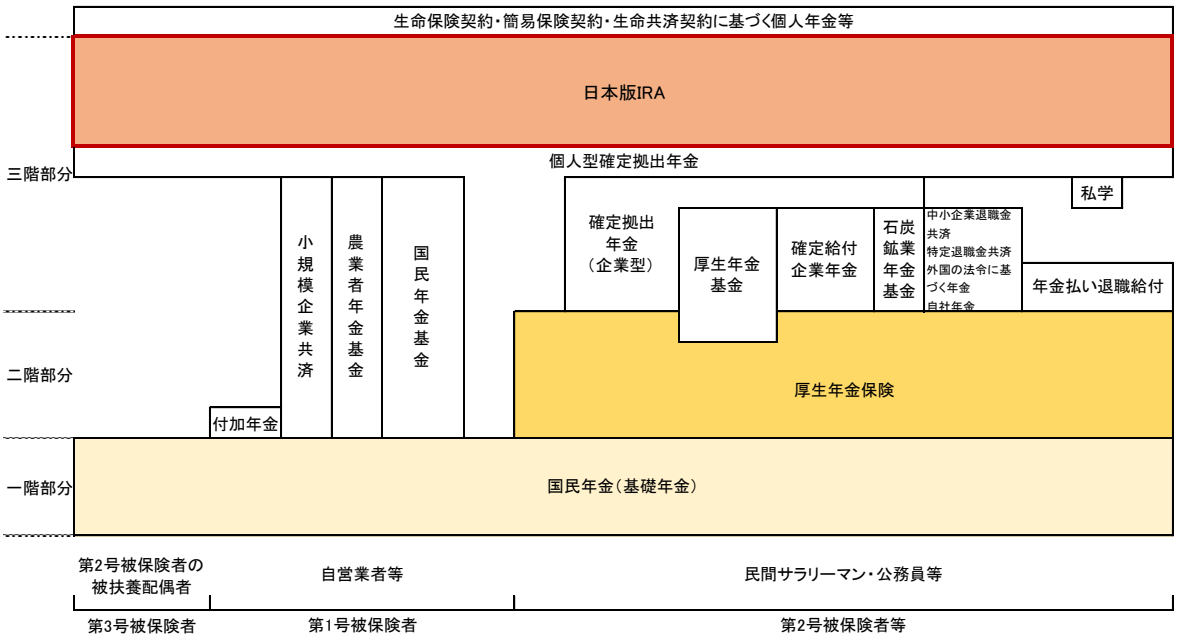

（出典：金融税制・番号制度研究会作成）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用と日本版 IRA
（本編）

目　次

1　社会保障･税番号（マイナンバー）制度の現状 1
1.1　マイナポータル 1
1.2　公的個人認証機能 2
1.3　法人番号 4
2　マイナポータルに関連する様々な提言 4
2.1　【提言その 1】金融所得一体確認システムの導入 5
2.2　【提言その 2】日本型記入済み申告制度の導入 7
2.3　【提言その 3】預貯金口座付番の促進 8
2.4　医療等分野における番号（医療等 ID）の活用 9
3　日本版 IRA の実現に向けて 10
3.1　個人型確定拠出年金の導入と評価 10
3.2　NISA（少額投資非課税制度）・積立 NISA の評価 12
3.3　【提言その 4】日本版 IRA の実現 12
3.4　マイナポータルを活用した資産管理 15
4　（参考）海外の私的年金制度 16
5　金融税制・番号制度研究会メンバー 22
6　研究会の開催内容 23
7　引用・転載について 24

1　社会保障･税番号（マイナンバー）制度の現状

当研究会では、本年 1 月に開始された社会保障･税番号（以下、マイナンバーという）制度について、効率的な社会、公平な社会、効果的な政策の 3 つを実現するために不可欠な社会基盤（インフラ）であると認識し、国民利便の視点からどのように活用していくかという観点から、さまざまな政策の提言を行ってきた。

マイナンバー制度は、税･社会保障分野での利用が開始されたほか、マイナンバーカード交付の滞留が解消されつつあり、基盤整備の段階から利活用促進の段階に移行しつつある。マイナンバー制度を利用したワンストップ化の構想や、災害発生時や生活再建支援時等における情報共有、法人ポータル（仮称）の運用開始等が推進されている。戸籍業務、旅券業務、在外邦人の情報管理業務等への利用範囲の拡大も検討されている。

当研究会では、マイナンバー制度で導入される、マイナンバー、マイナポータル、マイナンバーカードおよび公的個人認証、法人番号という 4 つの新たなインフラを取り上げ、これまで議論を重ねてきた。

1.1 マイナポータル

マイナポータルは、2017 年 7 月から本格運用に供されることが予定されている、大変利便性の高いインフラである。マイナポータルの利用にはマイナンバーカードと PC、カードリーダーが必要であるが、将来的には、NFC 対応のスマートフォンやコンビニ端末、CATV などへ対象を拡大することが計画されている。マイナポータルを利用するためにアカウントを開設すると、個人の利用者フォルダーがつくられ、情報提供等記録表示、自己情報表示、お知らせ表示等の確認が可能になる。税理士や親族等を代理人に設定し、アクセス権を付与することも可能である。

図 1　マイナポータルのイメージ

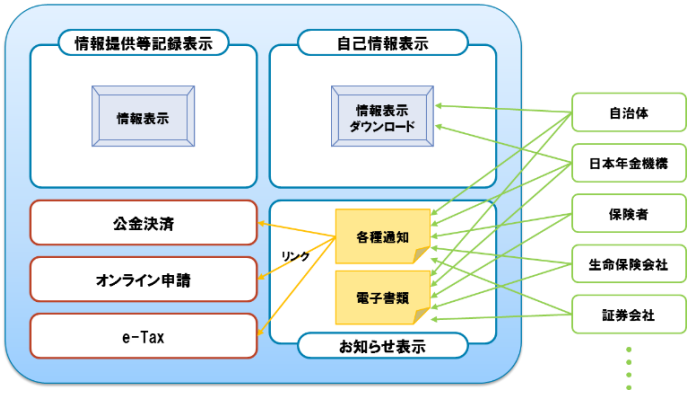

（出典：内閣官房社会保障改革担当室資料を基に金融税制・番号制度研究会作成）

マイナポータルに電子申請機能を追加し、お知らせ表示に届くプッシュ型の通知を、児童手当の申請、予防接種の申し込み、保育等の手続きの簡素化につなげることも検討されている。たとえば児童手当の更新手続きについては、電子的に送付される現況届の案内に含まれるリンクからオンラインで届出を行うとともに、所得証明書等一部の添付書類を省略可能とすることで、申請者の利便性が向上する。子育てワンストップなどが検討されているが、対象者の多い手続きから優先して取り組むことで、マイナポータルの利用促進につながることが期待される。

マイナポータルでは、過去の申告データや社会保険料の情報なども時系列で見ることができるようになるため、ローンの一次審査やファイナンシャル･プランニング（将来に向けた資金計画）など、フィンテック分野等で活用が拡がる可能性がある。お知らせ機能だけではマイナポータルにアクセスする必然性を感じられない可能性が高いため、より多くのアクセスを呼び込むためにも、民間と連携した実効性の高いサービス提供が急務である。

表１　マイナポータルの主な機能

情報提供等記録表示	自分の特定個人情報を、いつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認できる機能。
自己情報表示	情報保有機関が持っている自分の特定個人情報を確認できる機能。提供を要求したり、ダウンロードしたりもできる。
お知らせ表示	行政機関が提供する個人向けの通知や、行政機関や民間事業者からの各種書類を電子的に受け取ることができる機能。
公金決済機能	お知らせ表示を介して、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済をワンストップで可能とする機能。

（参考： 内閣官房社会保障改革担当室、内閣府大臣官房番号制度担当室「マイナンバー制度　概要資料」（平成 28 年 8 月版））

1.2 公的個人認証機能

マイナポータルにアクセスするにはマイナンバーカードが必要であるが、マイナポータル以外に用途がなければ、マイナンバーカードの取得は進まない。そこで、マイナンバーカードの公的個人認証を利用したサービスの利便性向上が検討されており、これが、マイナンバーカードの普及を後押しする可能性がある。住民票の写しや印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスにマイナンバーカードを利用できる自治体は拡大しつつあり、一部の自治体では、遠隔地から本籍地の戸籍証明書を取得できるサービスも開始された。他にも、健康･医療情報、災害時の本人確認、クレジット決済など、公的個人認証を活用したサービスの実証実験が多岐にわたり行われている。マイナンバーカードに

法人間取引等における権限の認証等の機能（属性認証）を持たせることで、個人のマイナンバーカードを法人間の取引等へ利用することも検討されている。電子的に契約書や証明書の作成・提出等を行うには、法律を含めた制度の整備も必要である。

マイナンバーカードのマイキー部分（IC チップの空きスペースと公的個人認証の部分）を活用し、多くの自治体で重複して発行･管理されている公共施設等の利用カードや自治体ポイントカード等をマイナンバーカードに統合するしくみ（マイキープラットフォーム）も検討されている。個人ごとに、自分が利用する公共施設の利用者番号や商店街のポイントカードの番号などと、利用者が任意に取得するマイキーID を結びつけることで、マイナンバーカードがさまざまな施設で利用できるようになる。カードの統合や行政コストの削減に終わらせず、サービスにも一体性を持たせることで、地域活性化につながることが期待される。

一方で、マイナンバーカードの用途が拡大されると、カードの性格が曖昧になり、プライバシーの問題を引き起こすなど、混乱を招くとの指摘もある。マイナンバーカードを日常的に使用するカードとして普及させることに関する国民的なコンセンサスを醸成する取り組みや、スマートフォンをサブカード化して、マイナンバーカードと区別するなどの検討も必要であろう。

図 2　マイキープラットフォーム構想

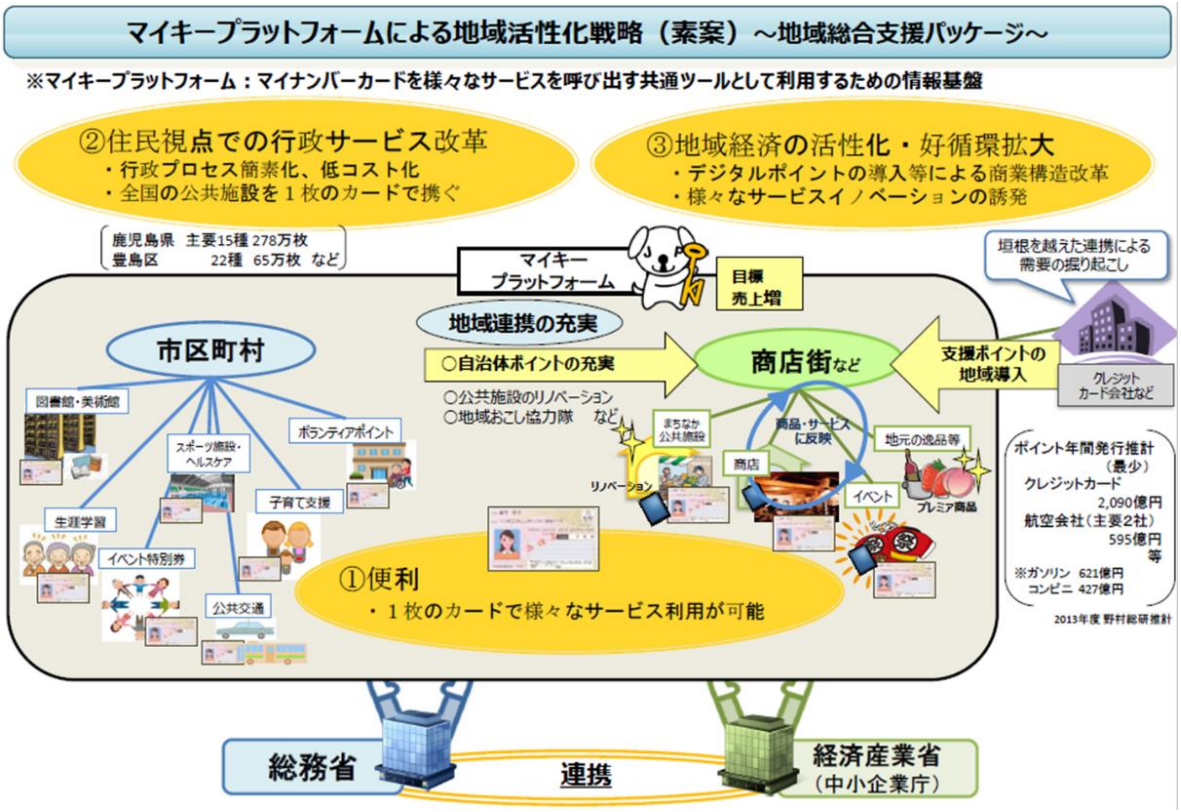

（出典：総務省「マイキープラットフォーム構想について」平成 28 年 4 月 5 日）

1.3 法人番号

法人番号は、1 法人ごとに 1 つ指定される 13 桁の番号である。国税庁の法人番号公表サイトで公開され、利用範囲に制限がないため、名寄せ以外にも各社の独自の裁量による活用が可能である。2017 年 1 月には法人ポータルが開設される予定である。将来的には、中央省庁、自治体等が保有する法人関連情報を統合し、ワンストップで提供されるようになる計画である。それに先立ち経済産業省版法人ポータル（β版）の運用が開始された。ファイルダウンロード機能に加え、API が公開され、信用情報の確認や地方のニッチな企業を発掘してイノベーションに結びつけるなど、企業活動等での活用が期待される。

法人番号を指定する機関である国税庁が、国連および国際標準化機構（ISO）が運営する国際標準規格に登録したため、国際的にもユニークなコードとして利用できるようになった。電子商取引など、グローバルにも活用されることを期待したい。

2 マイナポータルに関連する様々な提言

マイナンバー制度の導入により、2016 年分より、住宅借入金等特別控除等の申告時に、住民票の写しの添付が原則不要となった。マイナポータルでは、今後、税･年金等に関するワンストップサービスを提供し、国税、地方税、および年金等に関する申請･申告･納付等を一括で行えるようなサービスが検討されている。また、医療保険者からの医療費通知やふるさと納税を受けた地方自治体が発行するふるさと納税通知をマイナポータルのお知らせ表示へ電子的に交付し、医療費控除および寄付金控除の申告を簡素化することも検討されている。生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、および寄付金控除の証明書については、e-Tax では既に添付を省略することができるが、2018 年分以降は、書面により申告する場合でも、電子的に交付を受けた証明書等を改竄防止措置を講じた所定の方法により印刷したものの添付が可能となる。一方で、特定口座年間取引報告書等、他の添付書類については、書面により交付を受けたものを添付する必要がある。

e-Tax には、原則、マイナンバーカードを使用することになる。マイナポータルと e-Tax の連携が実現し、e-Tax の申告手続等にマイナポータルで受け取ることできる情報が利用できるようになれば、納税者の利便性は大きく高まることとなり、早期の連携実現が望まれる。

2.1 【提言その 1】金融所得一体確認システムの導入

当研究会は、設立当初から金融所得一体課税の実現及びその具体的な実現方法を提言してきた。2016 年 1 月より、金融商品の損益通算の範囲が特定公社債等まで拡大されたが、預貯金利子やデリバティブ取引については、今後の検討課題である。

とりわけ、公社債等の利子所得が金融所得一体課税の範囲に含まれるようになったことで、複数の金融機関に特定口座を保有する者が増加すると想定される。特定口座（源泉徴収口座）は基本的には申告不要であるが、年間を通して損失が発生した場合には、税務申告を行わなければ他の金融機関の特定口座や一般口座との損益通算や損失繰越を行うことができず、申告不要の利便性が失われる。

当研究会では、特定口座に登録されるマイナンバーを利用して税務当局が金融所得の損益通算を行い、その結果を利用者が参照し、申告手続を行う「金融所得確認システム」を以前から提案してきた。全納税者が公平・公正に利便性を享受するためには税務当局がシステムを構築することが望ましいが、代替案として、各金融機関が特定口座年間取引報告書を税務当局と同時にマイナポータルの自己情報表示に送付し、e-Tax のアプリで自動的に損益通算を行い、還付請求や損失繰越を簡便に行う方法を提言したい。

税務当局への申告が不要な特定口座の利便性を確保することは、税制の簡素性の観点から極めて重要である。複数の金融機関に特定口座を持つ者についても、同じレベルの利便性を実現することが可能となる仕組みの早急な検討を提言する。

図３　金融所得確認システムのイメージ

金融所得確認システムを導入しない場合

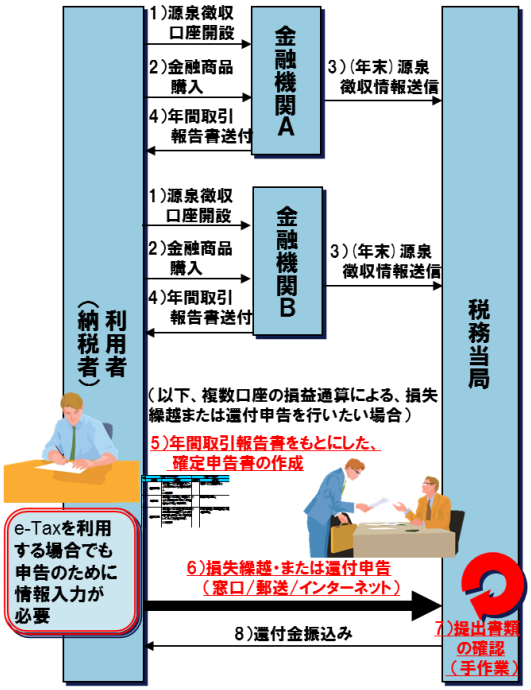

金融所得確認システムを導入する場合（望ましいケース）

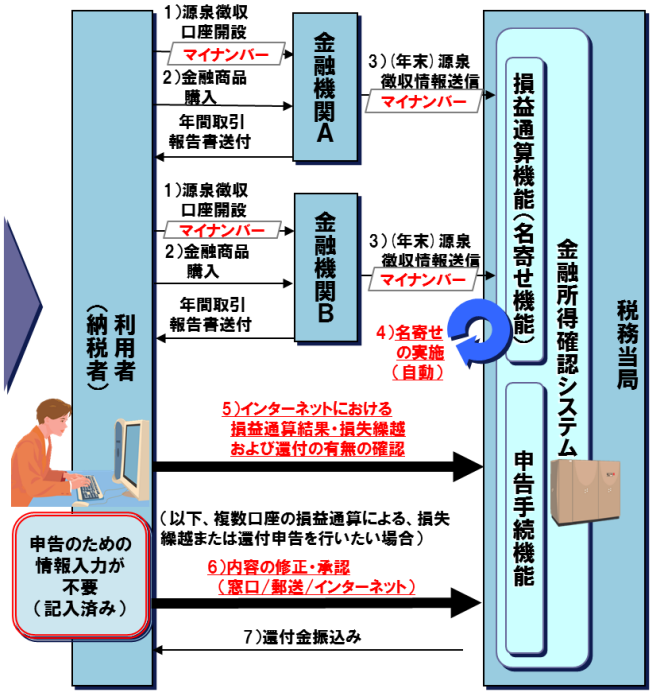

マイナポータルに年間取引報告書を送付し簡易に申告する場合（代替案）

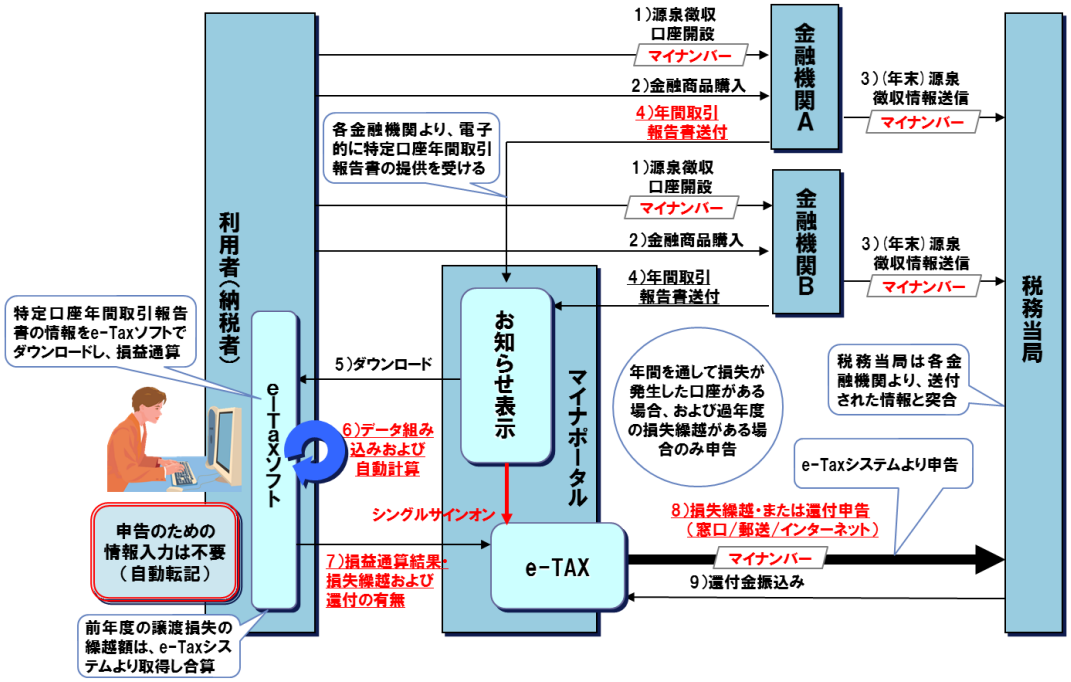

【凡例】下線：案により異なる部分

（出典：金融税制・番号制度研究会作成）

2.2 【提言その 2】日本型記入済み申告制度の導入

マイナンバーの利用開始により、税務当局が個人の所得情報等を、効率的かつ、より正確に収集・名寄せすることが可能になる。当研究会は、以前からマイナポータルと e-Tax をアプリケーションでつなぐ方式による「記入済み申告」制度の導入を提言してきた。記入済み申告とは、雇用主や金融機関等の第三者機関から提出された情報（源泉徴収票や支払調書等の資料情報）に基づいて、税務当局が納税者の所得金額や控除金額、税額を予め記入した申告書を納税者に提示し、納税者が内容を確認・修正することにより、申告が終了する仕組みである。北欧諸国をはじめ諸外国で広く普及している。

記入済み申告制度の導入は、税務当局の事務負担が軽減されるのと同時に、納税者が簡易に申告を終えることが可能となることから、給与所得者の自主申告制度の導入に道を開くことにも繋がる。給与所得者の自主申告制度は、納税者の税に対する理解、関心を高めると期待される。

記入済み申告制度の実現には、税務当局における準備に相当な時間を要すると想定される。それまでの間、マイナンバーを用いて確定申告に係る納税者の利便性向上を図る工夫が求められる。医療費通知、ふるさと納税額通知に加え、年金支給額や社会保険料の納付額、生命保険等の保険料控除証明などをマイナポータルで受け取れるようにし、e-Tax 等の確定申告の補助として活用することが考えられる。e-Tax アプリによる申告書への自動転記が実現すれば、記入済み申告制度に準じた簡易な申告が可能になる（日本型記入済み申告制度）ため、これを推進していくべきである。

これまで個人の e-Tax の利用が進まない要因のひとつとして、公的個人認証（住民基本台帳カードと IC カードリーダライタ）の普及が進まないことが挙げられていた。NFC 対応のスマートフォンを IC カードリーダライタとして利用することについても、早期の実現が望まれる。

図 4　日本型記入済み申告制度と金融所得確認システム

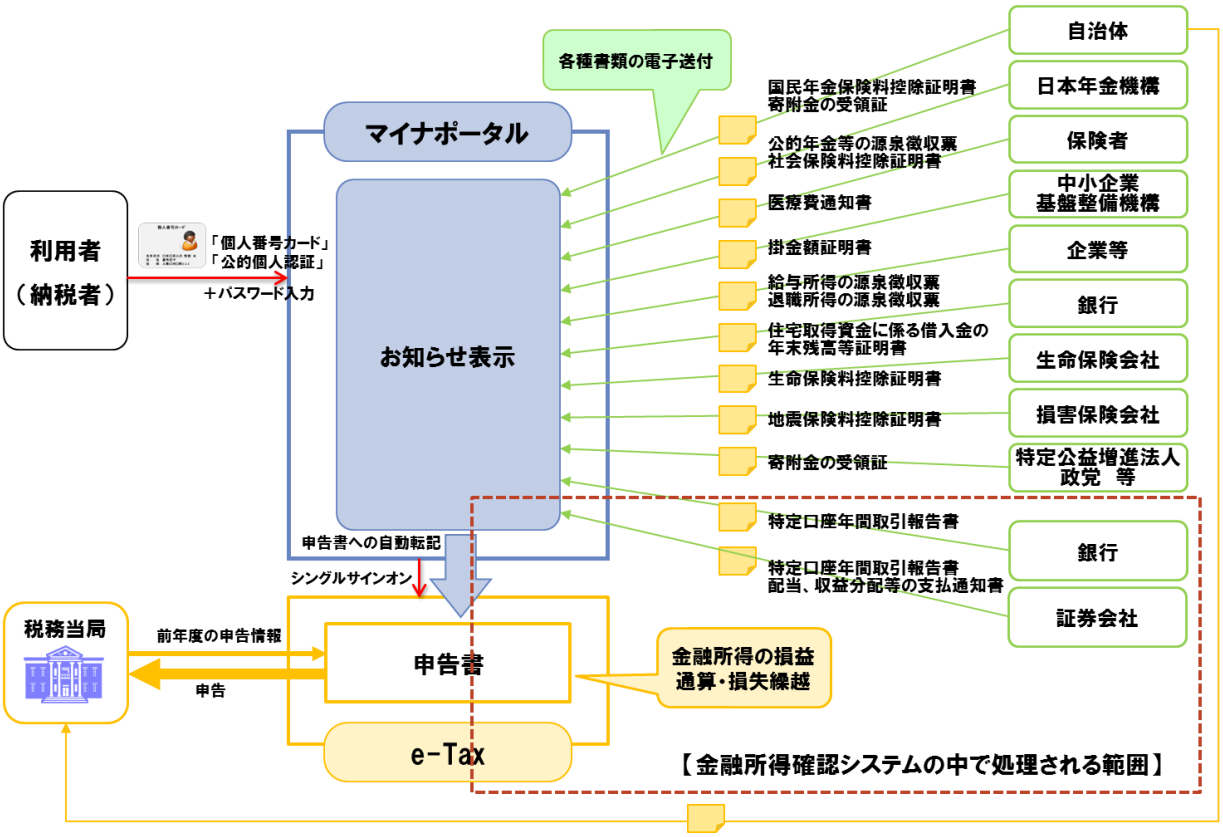

＊ 電子送付される書類および送付先は、見込みを含む

（出典：金融税制・番号制度研究会作成）

2.3 【提言その 3】預貯金口座付番の促進

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、2018 年より、預貯金口座へマイナンバーが任意で付番されることとなった。預貯金口座への付番が進めば社会保障の資力調査や税務調査において複数の金融機関をまたがる残高の把握が容易になり、調査の実効性が高まると期待される。また、金融機関破綻時等における預金保険機構によるペイオフのための残高把握も効率化すると期待される。

預貯金口座への付番は、新規に開設される口座から徐々に進むと見込まれる。口座付番を促進する観点からは、社会保障給付の受取や税金の還付、公務員の給与等については、付番された口座に振り込むことを考えるべきではないか。ただし、複数の口座を保有する個人も多く、顧客側には個人番号の告知義務が課されないことや、既存口座については金融機関側から連絡を取ることが困難な顧客も存在することから、付番が一部に限定される可能性は高い。

預貯金口座への付番は、適正・公平な税務執行等に加え、社会保障分野における効率化や公平性確保の観点から実施することとされているが、個人の負担能力を判断するにあたっては、金融資産等の保有状況を考慮することが求められる。将来的には、土地、家屋等の固定資産への付番も検討されており、より多くの預貯金口座にマイナンバーが付番されることが望ましい。付番の必要性に対する国民理解を促す努力とともに、義務化等も含めた見直し措置の速やかな検討が望まれる。

2.4 医療等分野における番号（医療等 ID）の活用

医療等分野における個人情報は、機微性が高い一方、医師が患者の状態を正確に把握し、重複検査や重複投薬等を避け、質の高い医療サービスを提供して健康維持に役立てるには、患者と情報を適切に結びつける「番号」が必要であると認識されている。医学研究に資するデータ蓄積の面からも、個人と情報を結びつけることが社会全体の利益につながると考えられている。

医療等分野における番号制度は、「日本再興戦略改訂 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）において、2018 年からの導入が決まっている。厚生労働省の「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」では、患者が医療機関や保険薬局でマイナンバーカードを提示すると、医療機関等がレセプトネットワークを使用して社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という）または国民健康保険中央会（以下、「国保中央会」という）にオンラインで資格情報（被保険者番号、負担割合等）を照会し、支払基金または国保中央会が電子証明書の有効性を確認後、医療機関等に対し資格情報を提供するしくみが検討されている。マイナンバーカードには資格情報や医療情報は保存されない。マイナンバーカードを取得していない患者については被保険者証に資格確認用番号（仮称）を記載する等の対応も検討されている。

保険者は、支払基金または国保中央会から各被保険者のマイナンバーの提供を受け、それぞれのマイナポータルに対し医療費を通知する。これを医療控除に使うことは前述のとおりである。確定申告期間前に 12 月末までの通知を行うことは難しいという意見もあるが、たとえば四半期単位に通知を行えば、12 月末までの通知が間に合わなくても領収書が必要なのは 3 ヵ月分のみとなり、医療費控除にかかる利便性は向上する。あるいは、医療費通知が必要な個人が保険者のサイトにアクセスし、本人および家族分の情報をマイナポータルに取り込むことができるしくみとすることも考えられる。

医療等分野における活用の結果、マイナンバーカードの取得が促進されれば、マイナポータルを使用して、医療費だけでなく健康や医療の情報を把握し、健康管理や病気の予防に役立てられ、医療費の肥大化の防止につながることも期待される。

3　日本版 IRA の実現に向けて

我が国の公的年金は賦課方式の下で運営されており、マクロ経済スライドによる調整も十分ではなく、少子高齢化の進展に伴い、ますます所得代替率が低下していくと考えられる。また、企業年金も、実施する企業の割合は低下傾向にあり、老後の収入確保が今後の重要な課題となっていくことが懸念される。これに対し、先進諸国では公的年金の給付抑制と並行して私的年金制度の拡充を図り、所得代替率を上げる取り組みが見られる。OECD “Pensions at a Glance 2015”によると、日本の総所得代替率は、他の先進国と比較して低い水準にあり（表 2)、退職後の生活に備えるための自助努力を包括的に促すことが必要と考えられる。

平成 27 年 11 月に政府税制調査会から公表された「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」にも、「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築」として、以下の記述がある。

「金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に、幅広く検討していく必要がある。その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担の確保や、高齢化の進展、貯蓄率の低下等の構造変化を踏まえた検討が必要である。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。」

表 2　主要国の所得代替率

（単位:%）

	日本	米国	英国	カナダ	ドイツ	OECD平均
公的年金	35.1	35.2	21.6	36.7	37.5	41.3
任意の私的年金*		32.6	29.8	29.3	12.5	
合計	35.1	67.8	51.4	66.0	50.0	57.6
労働人口に対する私的年金のカバー率	―	47.1	43.3	企業等:25.7 個人:24.7	71.3	

＊ DCのみ対象

（出典：”Pensions at a Glance 2015: OECD and G20 indicators”）

3.1 個人型確定拠出年金の導入と評価

2015 年 4 月 3 日、個人型確定拠出年金（DC）の加入者範囲の見直しや小規模事業者による個人型 DC への掛金追加納付制度の創設、年金資産のポータビリティの拡充等を

主な内容とする「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」（DC 法改正法案）が国会に提出され、2016 年 5 月 24 日に可決・成立した。公務員等共済加入者、第 3 号被保険者、および一部を除いて企業年金加入者も個人型 DC に加入できることとなり、個人型 DC は「誰もが利用可能な私的年金制度」となる。

個人型 DC の拠出限度額は加入者の公的年金上の分類等により異なり、年額 14.4 万円から 81.6 万円である。給付金は、原則、5 年から 20 年の有期年金として 60 歳から受給可能であるが、一部または全部を一時金として受け取ることもできる。通算の加入期間が 10 年に満たない場合は、加入期間により受給開始年齢が 65 歳まで繰り延べとなる。70 歳までには受給開始が必要である。運用対象は、預貯金、保険、投信信託等から、加入者本人が指図する。DC 以外の口座との損益通算はできない。

個人型 DC は、拠出時、運用時非課税、給付時課税の EET 型（T は課税、E は非課税）であるが、給付時に公的年金等控除（年金として受け取る場合）や退職所得控除（一時金として受け取る場合）の税制優遇措置が受けられる（EEE 型）。このことから、加入者にとっては税制上の優遇措置が大きく魅力的な選択肢と考えられるが、中途脱退の要件に合致しない限り途中での引き出しができないため、資金に余裕がない場合には拠出が進まない可能性があり、中途引き出し等の要件の緩和が必要であろう。また、EEE 型の個人型 DC は所得税の課税ベースを縮小させるという問題があり、今後大きく発展するかどうかは疑問がある。そこで、他の制度と組み合わせた老後の収入確保手段の検討が適当であると考えられる。

表 3　所得課税と消費課税の比較

		貯蓄額 （A）	貯蓄時の納税額	10年後の貯蓄総額（元本と運用益） （B）	10年後の税額 （C）	10年後の税引き後手取り （B)-(C）	10年間の税額の10年後の価値	減税額（税引き後手取り額の所得課税との差）
所得課税		80	20	119 注1	1 注4	118 注6	45 注7	0
消費課税タイプ	A（EET型）	100	非課税	163 注2	33 注5	130	33	12
	B（TEE型）	80	20	130 注3	非課税	130	33 注8	12
非課税（EEE型）		100	非課税	163 注2	非課税	163	0	45

＊ 当初の所得100を、税率20%、利子率5%で10年間運用した場合

注1　10年目の元本とその運用益。元本は毎年4%ずつ成長。80×1.04の9乗×1.05
注2　100×1.05の10乗
注3　80×1.05の10乗
注4　10年目の運用益に対する税額。80×1.04の9乗×0.05×0.2
注5　10年後の手取り額(貯蓄総額)に対する税額。163×0.2
注6　毎年の運用益に20%の税率がかかるため、貯蓄額は差し引き4%成長。80×1.04の10乗
注7　貯蓄時の納税額と毎年の運用益に対する税額(初年度の税額0.8が毎年4%ずつ成長)を割引率5%で計算した10年後の現在価値(PV)
注8　初年度の税額20を割引率5%で計算した10年後の現在価値(PV)

3.2 NISA（少額投資非課税制度）・積立 NISA の評価

NISA は、家計の安定的な資産形成支援、経済成長に必要な成長資金の供給拡大を目的に、20 歳以上の居住者を対象として 2014 年 1 月に導入された少額投資非課税制度である。本年 4 月には 20 歳未満を対象とするジュニア NISA も創設された。投資対象は、上場株式、公募株式投信等で、非課税期間は投資した年から最長 5 年間である。時価でロールオーバーが可能であるが、投資できる期間は 2024 年までである。長期･分散投資に向く非課税期間 20 年の積立 NISA の創設も検討されている。

NISA は、拠出時課税、運用時、給付時非課税の TEE 型で、非課税投資額は年間 120 万円（ジュニア NISA は 80 万円）、最大で 5 年分、600 万円（ジュニア NISA は 400 万円）まで投資可能である。キャピタルゲイン、キャピタルロスともに特定口座との損益通算は行わないため、キャピタルゲインは非課税となるのに対し、キャピタルロスはなかったものとみなされる。NISA は、途中売却が自由（ジュニア NISA には制限あり）であるが、枠の再利用はできない。また、使い残した拠出枠の繰越もできない。

現行 NISA は、このように非課税期間、投資可能期間ともに限度があり、非課税期間終了時にロールオーバーまたは払い出しが必要となるため、その時点の時価により損失が確定するリスクがある。家計の資産形成支援、成長資金の供給という面でも安定的とは言えず、恒久化が課題である。年齢の上限はないが、若年層や現役世代による活用を主としており、老後の備えという観点は満足していない。NISA のモデルとなった英国の ISA では、2017 年 4 月に、18 歳以上 40 歳未満を対象に、拠出額の 25%の助成措置と 60 歳までは引き出し制限のある Lifetime ISA が導入される予定である。日本でも、比較的若い世代に対し、退職後の資産形成を促すしくみが必要であろう。

また、平成 29 年度税制改正要望項目として、課税後所得を少額で長期間継続的に積み立てる積立 NISA が上がっている。これは、「老後の生活等に備えるための自助努力を支援する公平な制度」として、日本版 IRA につながる取り組みである。

3.3 【提言その 4】日本版 IRA の実現

当研究会では、以前より、退職後の資産形成に向けた自助努力を支援する「日本版 IRA」の導入を提案してきた。退職後の資産形成促進策として、NISA の拡充とともに日本版 IRA の実現を目指していきたい。

日本版 IRA は、国民共通の制度として、現行複数に分散している年金制度の 3 階部分を将来的に整理・統合する受け皿として機能することを目的とする。商品性については今後検討が必要であるが、20 歳以上 65 歳未満の居住者が拠出可能で、金融機関に専用の口座を開設して運用することを想定している。長寿化により退職後の資産管理の重要性が高まることから、退職後の資産の移管先としての機能も持たせ、最初の拠出から最

低 5 年間の管理・運用を行うことを条件に、65 歳以降、定期に亘って払出しを行う。ドイツリースター年金のように、若年層の拠出促進策として、一定の年齢までの最初の拠出に対し一時金（金額または率）を支給することなども今後検討していきたい。

日本版 IRA は拠出時課税、運用時、給付時非課税の TEE 型で、年間の拠出限度額は当面は 120 万円程度を想定している。使い残した拠出枠は、翌年以降への繰越を可能とするが、非課税枠には生涯拠出限度額を設けることを検討する。EET 型の個人型 DC を移管する場合には、その年の所得として所得税の対象となる。65 歳未満での払出しや一時金としての払出しにはペナルティとして遡及課税を受ける場合がある。他の金融資産との損益通算は行わない。

厚生労働省の調査によれば、2015 年の日本人の平均寿命は、男性が 80.79 年、女性が 87.05 年であった。また、65 歳の平均余命は男性 19.46 年、女性 24.31 年で、年金の支給開始年齢に達して以降、平均でも 20-25 年は暮らすということを意味する。今後、長寿化が進めば老後はさらに長期化し、蓄積してきた資産の管理・運用はさらに重要性を増す。個人型 DC や NISA が、現役時代の自助努力に基づく資産形成に重点を置いた制度であることを鑑み、日本版 IRA は、資産形成期に加え、老後の資産管理・運用の役割を担う、個人型 DC や NISA を補完する制度とすることが有効と考えられる。

いずれにしても、当研究会で、商品性についてさらに議論、改良していきたい。現行の年金制度とは一線を画す形で、NISA の拡充とともに日本版 IRA の早期実現を目指す。

図 5　日本版 IRA のイメージ

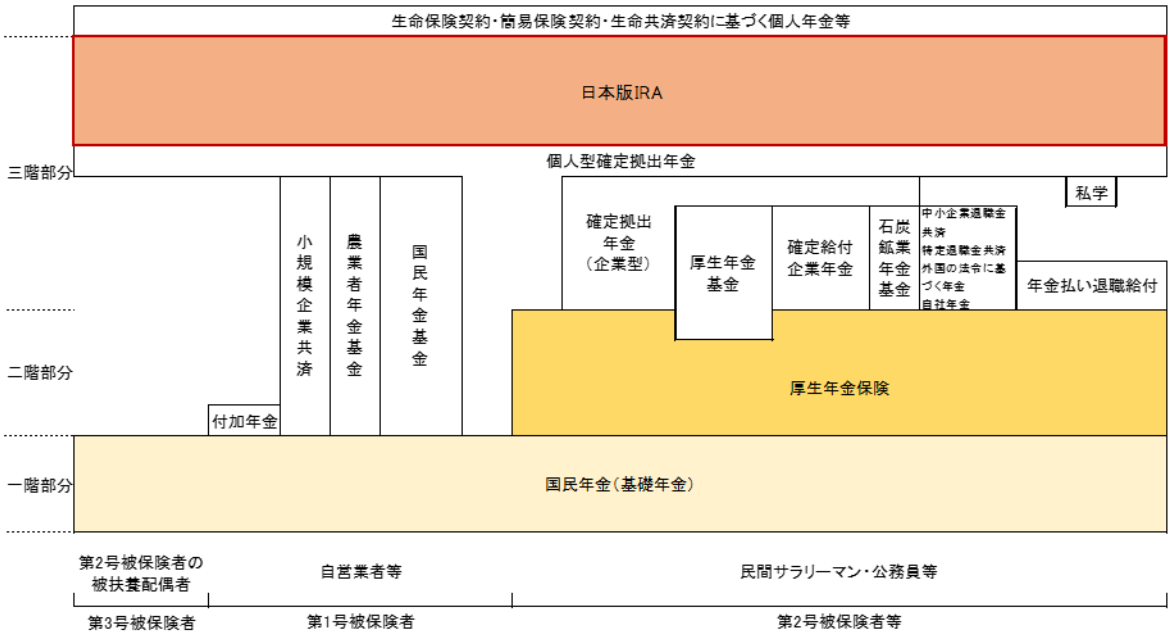

（出典：金融税制・番号制度研究会作成）

表 4　日本版 IRA の概要（例）

項　　目	内　　容
目的	● 国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援 ● 個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消 ● 企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応 ● 国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している 3 階部分の年金制度を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置
適用対象者	● 国内に住所を有する年齢が 20 歳以上 65 歳未満の個人であれば、職業や所属企業の区別なく拠出可能
運用方法・運用対象商品	● 金融機関に専用の口座を開設 ● 金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品
適用要件	● 最初の拠出から 5 年以上の管理・運用を行ったうえで、65 歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関と契約する仕組み ● 上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前 5 年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施（ただし、医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く）
課税方法	● 拠出時課税、運用時・給付時非課税の TEE 型 ● 個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税
拠出限度額	● 年間 120 万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能 ● 生涯拠出限度額の設定を検討
制度導入時期	● NISA の普及状況を見つつ検討
課題	● 現行の 3 階部分の個人単位の年金制度と新制度との関係整理 ● 現行の 3 階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成 ● 年金原資を現在価値で（改めて課税することなく）新制度に移管できる仕組み等、現行制度からの資産移行を円滑に進める方法の検討 ● 当該制度の所管省庁の決定 ● 拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要

（出典：金融税制・番号制度研究会作成）

3.4 マイナポータルを活用した資産管理

資産管理を行う際には、行政機関が保有している社会保険料納付状況や納税情報と民間金融機関が保有する資産・ローン残高、保険情報等をマイナポータルで連携し、ファイナンシャルプランニング企業等に提供すると、より精緻なプランニングが可能となる。なお、ファイナンシャルプランニング企業等は、マイナポータルのトラストフレームワーク機能を活用することにより、顧客のマイナンバーを知らなくてもマイナポータルの情報の利用が可能となる。

4　（参考）海外の私的年金制度

（1）　カナダ

カナダの年金制度は、税方式の公的年金である老齢所得保障（OAS）、社会保険方式の公的年金であるカナダ年金プラン（CPP）とケベック年金プラン（QPP）、企業年金や個人年金等の私的年金の三階建てである。

カナダの登録退職貯蓄制度（RRSP：Registered Retirement Savings Plan）は、1957年に退職貯蓄を推進する目的で導入された税制優遇措置のある個人年金制度である。拠出時・運用時非課税、給付時課税のEET型であり、配偶者の所得がない場合は拠出分の所得控除も可能である。登録年金制度（RPP）、登録退職ファンド（RRIF）、特定年金プラン（SPP）、据え置き収益分配制度（DPSP）、プール型登録年金制度（PRPP）との間では資産の移管が可能である。いつでも引き出し可能であるが、退職年齢前に引き出すと、ペナルティとして加算税が課されるだけでなく、その年度の収入として所得税の課税対象となる。退職後であれば残高から直接年金として払出しでき、71 歳までに全額引き出し、または移管が必要であるが、RRIF または年金保険に移管する場合にはその時点での所得税は非課税である（年金としての受け取りは年間C$1,000まで所得控除の対象となる）。なお、RRSPは、自身の家の購入・建築または自身または配偶者のフルタイムの職業訓練・教育の用途に限り、一時的に非課税で引き出すことが認められている。

図6　カナダの年金制度

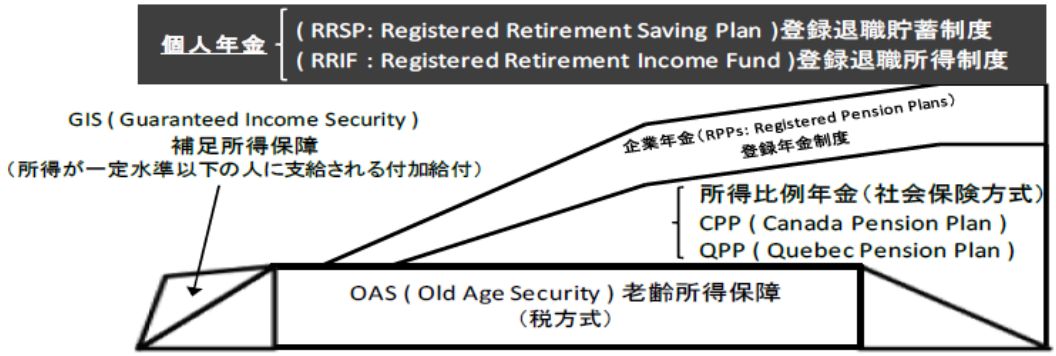

（出典：公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「国民の老後保障に関する研究～個人退職勘定制度及び日本版IRAの可能性を探る～　研究報告書」平成25年1月）

RRSP と並ぶカナダの主要な貯蓄プランが、2009 年に導入された非課税貯蓄口座（TFSA：Tax-Free Savings Account）である。18歳以上で有効な社会保険番号（Social Insurance Number）を保持する税制上の居住者であれば利用が可能なため、所得のない者や 71 歳以上の者など、RRSP への拠出ができない場合でも利用できる。拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型で、いつでも非課税で引き出しが可能である。各年度の払込限度額の累計まで預託が可能であり、引出額は翌年の払込限度額に加算できる。払

込限度額は 2015 年度に C$10,000 に引き上げられたが、高所得者優遇との批判を受け、2016 年度には C$5,500 に引き下げられる見込みである。

RRSP と TFSA は、ともに税制優遇措置のある貯蓄制度として、状況や目的に応じた選択肢とみなされている。EET 型と TEE 型の 2 種類の税制優遇制度により相互補完的に資産形成を促すしくみは、日本の制度を検討する上でも参考になると考えられる。

(2)　ドイツ

ドイツでは、これまで繰り返し年金改革を行ってきた。2001 年には公的年金の給付水準引き下げによる社会保障費の抑制と並行し、大規模な助成措置と税制上の優遇措置を組み合わせた任意加入の私的年金を創設した。当時の労働社会大臣にちなみ、リースター年金と呼ばれる。リースター年金が公的年金に加入する被用者を対象としているのに対し、自営業者向けには 2005 年にリュールップ年金が導入された。

基本のしくみは本人の拠出額にマッチングした助成金で、マッチング拠出の上限額と上限額を受け取るために必要な拠出額はともに段階的に引き上げられている。現在は前年度所得の 4%以上の拠出で年間上限€154 の助成金が支給される。それ以外に、子供 1 人当たり年間€185（2008 年以降生まれは€300）の助成金と、若年層の加入促進策として 25 歳までの加入者に対する€200 の一時金がある。年間の拠出限度額は、原則、本人拠出と助成金の合計で€2,100 であるため、子供が多いと助成金だけで拠出限度額に達してしまう場合があるが、その場合にも最低€60 は本人拠出が必要である。所得控除の方が有利な場合には、本人拠出と助成金の合計額について、年間€2,100 を限度に所得が控除される。

リースター年金は、拠出時・運用時非課税、給付時課税[1]の EET 型である。州によっては€2,100 を超える拠出も認められているが、その場合は税引き後所得より行い、運用時非課税となる。公的年金の給付水準引き上げ等と同時に導入されたことから、リースター年金には公的年金を補完するという側面があり、給付は男女同率で、支給方法は終身年金が基本である。退職時に 3 割を一時金として受け取ることもできる。支給開始年齢は 62 歳以上であるが、85 歳まで遅らせることも可能である。

リースター年金は、透明性が低い、管理コストが高い等の問題や、欧州の金融緩和の影響で予定利率が低下（導入時 3.25%、2015 年以降 1.25%）したこと、長寿化の進展に伴う生命表の見直し等から、加入者数が伸び悩んでいる。終身年金であるため、長寿化による財源悪化を回避するために商品性をある程度犠牲にせざるをえないことが課題であるが、低所得者向けの手厚い助成制度や若年層の加入促進策は、若者の貯蓄率向上や老後の資産形成を促す手段として、大いに参考になる。2017 年の総選挙後に見直し

[1] 2015 年時点で給付時課税率は 76%であるが、2020 年までは 1.6%ずつ、以降は 0.8%ずつ引き上げられ、2040 年以降は 100%課税となる予定である

が行われると予想されており、自動加入（オプトアウト）方式の導入等が検討されているとも言われているが、見直しの内容も含め、引き続き注目したい。

図 7　ドイツの年金制度

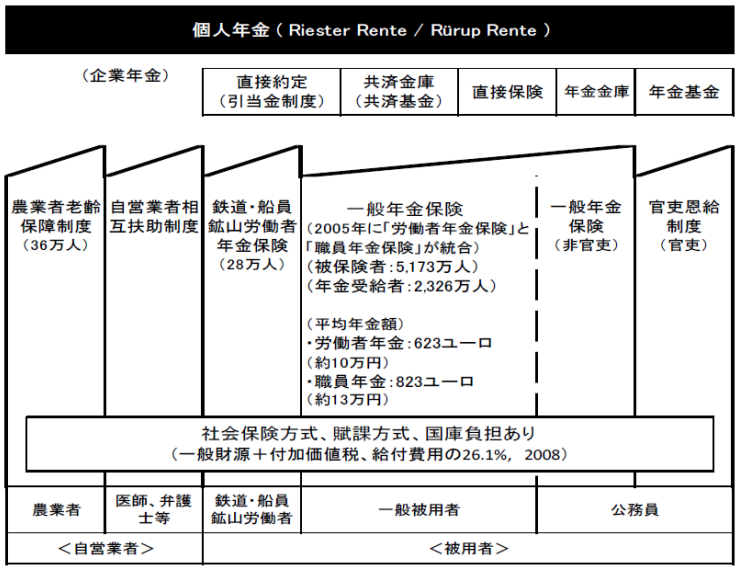

（出典：公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「国民の老後保障に関する研究～個人退職勘定制度及び日本版 IRA の可能性を探る～　研究報告書」平成 25 年 1 月）

表5　日本版IRAと米国、カナダ、ドイツの制度の比較（1/2）

	日本版IRA	米国・Traditional IRA	米国・Roth IRA
対象者	● 20歳以上65歳未満の居住者	● 70.5歳未満で所得のある者 ● 職場の年金制度でカバーされている場合を除き、所得制限はない	● 所得のある者 ● 調整後総所得金額の制限あり
運用方法・対象	● 金融機関に専用口座を開設 ● 金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品	● 銀行、証券会社などの金融機関に専用口座を開設（定期預金、投資信託、株式等） ●生命保険および美術品、骨董品、宝石等の収集品への投資は禁止	
支給開始年齢	● 65歳以上 ● 5年以上の管理・運用実績	● 59.5歳以上70.5歳まで	● 最初の拠出から5年以上経過後 ● 59.5歳以上
課税方式	● 拠出時課税、運用時、給付時非課税（TEE型）	● 拠出時、運用時非課税、給付時課税（EET型）	● 拠出時課税、運用時、給付時非課税（TEE型）
助成金	● 検討	● なし	● なし
最低拠出額	● なし	● なし	● なし
拠出限度額	● あり（年額、生涯限度額についても検討） ● 拠出枠の繰越可能	● Traditional IRAとRoth IRAの合計で$5,500（50歳以上は$6,500）または年間課税所得の小さい方（2015/16） ● 拠出枠の繰越不可	
支給方法	● 定期	● 制度間および転職時等に資産移転（ロールオーバー）可能	

表5　日本版IRAと米国、カナダ、ドイツの制度の比較（2/2）

	カナダ・登録退職貯蓄制度(RRSP)	カナダ・非課税貯蓄口座(TFSA)	ドイツ・リースター年金
対象者	● 自営業者および被用者	● 18歳以上で有効な社会保険番号(Social Insurance Number)を保持する居住者	● 被用者
運用方法・対象	● 金融機関（銀行、証券会社、信託会社、保険会社）の金融商品（GIC定期預金、株式、債券、投資信託）を税務署に登録申請		● リースター年金適格商品（銀行預金、年金保険、投資信託、建築貯蓄契約）
支給開始年齢	● 65歳以上	● いつでも非課税で引き出し可能	● 62歳以上
課税方式	● 拠出時、運用時非課税、給付時課税（EET型） ● 登録退職所得ファンドまたは年金保険に移管する場合にはその時点での所得税は非課税(年金としての受け取りは年間C$1,000まで所得控除の対象)	● 拠出時課税、運用時、給付時非課税（TEE型）	● 拠出時、運用時非課税、給付時課税（EET型） ● 所得控除の方が有利な場合は、拠出限度額を上限に所得控除 （＊拠出時に助成金あり）
助成金	● なし	● なし	● 基本の助成金（マッチング）（毎年） ● 児童助成金（毎年） ● 若年層加入促進策（一時金）
最低拠出額	● なし	● なし	● €60 ● 基本の助成金の満額の給付を受けるには、前年度所得の4%以上が必要
拠出限度額	● 企業年金の拠出額との合計で前年度総所得の18%と金額上限の小さい方 ● 拠出枠の繰越可能	● 各年の年間拠出限度額の累計まで拠出可能(年間を通して非居住の期間を除く) ● 年間の拠出限度額はC$5,500(2016) ● 引出額は翌年の拠出限度額に加算可能（損失は加算不可）	● 本人拠出と助成金の合計（年額）
支給方法	● 直接年金として払出し可能 ● 71歳までに全額引き出し、または移管が必要	● いつでも非課税で引き出し可能	● 終身年金 ● 一部を一時金として受取可能

表 6　主要先進国の私的年金に係る税制のあり方

国名	概　　要
米国	● 公的年金（OASDI）のみでは支給額が十分ではないため、老後に備える自助努力を促す観点から、企業年金（401k）および個人年金（IRA）の税制優遇を進めている ● 納税者の便宜の観点から、EET 型と TEE 型の制度が併存している
カナダ	● EET 型の個人年金（RRSP）に加えて、TEE 型の個人貯蓄勘定（TFSA）が導入された ● 私的年金の非課税拠出限度額の水準は、退職後に退職前所得の 70%に相当する所得があれば十分な生活が維持できるとの考えに基づき設定されている ● RRSP は 71 歳で引き出し等が義務づけられ、無制限な課税繰り延べができないしくみとなっている
ドイツ	● 年金課税は、現役世代への配慮と高齢世代への相応の負担を求めていくとの考え方から、段階的に EET 型に移行しつつある ● 給付抑制が進められる公的年金を補完し、老後に備える自助努力を支援するため、2002 年に助成金または税制優遇（拠出時非課税）が受けられる個人年金（リースター年金）を導入 ● リースター年金の保険料に係る所得控除限度額（2,100 ユーロ）は、公的年金の所得代替率の引下げ（70%→67%）を埋め合わせるという考え方に基づく

（出典：2016 年 3 月政府税制調査会海外調査報告）

5　金融税制・番号制度研究会メンバー

●座長

森信　茂樹　　中央大学法科大学院　教授
　　ジャパン・タックス・インスティチュート所長

●委員（五十音順）

阿部　泰久　　日本経済団体連合会　参与
大崎　貞和　　野村総合研究所　未来創発センター主席研究員
大波多　充　　全国銀行協会　企画部　金融調査室　室長
小笠原　泰　　明治大学　国際日本学部　教授、NTT データ経営研究所　フェロー
小林　武弘　　三井住友銀行　経営企画部　金融調査室　室長代理
酒井　克彦　　中央大学　商学部　教授
佐藤　修二　　岩田合同法律事務所　弁護士
鈴木　正朝　　新潟大学　法学部　教授
惣福脇　均　　東京海上日動火災保険　経営企画部　調査企画グループ　次長
武井　一浩　　西村あさひ法律事務所　弁護士（パートナー）
岳野　万里夫　　日本証券業協会　専務理事
月村　拓央　　みずほ総合研究所　調査本部　金融調査部　主任研究員
鳴島　安雄　　税理士
野一色　裕　　野村證券　営業企画部　営業企画課　課長
野村　亜紀子　　野村資本市場研究所　研究部　部長
増井　喜一郎　　日本証券経済研究所　理事長
松永　秀昭　　日本証券業協会　企画部証券税制室長
松野　秀人　　野村證券　審理部長
吉井　一洋　　大和総研　金融調査部　制度調査担当部長
吉田　安廣　　三井住友信託銀行　業務部　次長
山本　秀男　　中央大学　大学院戦略経営研究科　教授

●オブザーバー

浅岡　孝充
大隅　怜
武田　一彦
日出島　恒夫
満塩　尚史

●事務局

伊藤　香葉子　　NTT データ経営研究所　コンサルタント
稲葉　由貴子　　NTT データ経営研究所　シニアスペシャリスト

6　研究会の開催内容

第 68 回会合
（2016 年 2 月 23 日）
「経済産業省版法人ポータルの概要」
「NISA・ジュニア NISA について」

第 69 回会合
（2016 年 3 月 22 日）
「公的個人認証サービスの利活用推進」

第 70 回会合
（2016 年 5 月 12 日）
「マイナンバー制度周りの最近の状況」

第 71 回会合
（2016 年 7 月 6 日）
「個人型 DC のユニバーサル化と日本版 IRA をめぐる論点整理」
「海外の私的年金制度」

第 72 回会合
（2016 年 9 月 12 日）
「NISA について」
「マイナポータル API の公開を考える～番号制度の民間利用促進に向けて」

第 73 回会合
（2016 年 10 月 25 日）
「『英国における個人の中長期・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査』報告書について」
「今年度報告書について」

7　引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載する場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合はお手数ですが、事務局までご連絡ください。

金融税制・番号制度研究会事務局

〒102-0093　東京都千代田区平河町2-7-9　JA共済ビル10階
株式会社NTTデータ経営研究所
社会システムデザインユニット
TEL:03-5213-4295
担当：稲葉（inabay@keieiken.co.jp）
　　伊藤（itok@keieiken.co.jp）